

健 発 0219 第 3 号
障 発 0219 第 1 号
和 和 2 年 2 月 19 日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚 生 労 働 省
健 康 局 長
社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の公布について

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 31 号。以下「改正政令」という。）が、本日公布されたところである。

改正政令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知方をお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

障害児が肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療（以下「肢体不自由児通所医療等」という。）を受けたとき、当該障害児の保護者は、肢体不自由児通所医療等に要した費用の一部を負担することとなっている。

また、障害者若しくは障害児が指定自立支援医療を受けたとき又は障害者が指定療養介護医療若しくは基準該当療養介護医療を受けたとき、当該障害者又は当該障害児の保護者は、指定自立支援医療又は指定療養介護医療若しくは基準該当療養介護医療（以下「指定自立支援医療等」という。）に要した費用の一部を負担することとなっている。

障害者又は障害児の保護者について、肢体不自由児通所医療等及び指定自立支援医療等に係る負担額を軽減するため、所要の改正を行う。

第 2 改正の内容

1 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「児福令」という。）の一部改正について

肢体不自由児通所医療等に係る負担上限月額については、当該肢体不自由児通所医療等を受ける障害児の保護者が市町村民税世帯非課税者である場合、当該保

護者に係る①公的年金等の収入金額、②合計所得金額及び③厚生労働省令で定める給付を合計した金額が 80 万円以下であれば 15,000 円となり、80 万円を超えれば 24,600 円となる。

②合計所得金額の一部を構成する雑所得については、その一部を、①公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した額（以下「公的年金等の所得」という。）により構成している。

そのため、①公的年金等の収入金額と②合計所得金額とを足し合わせる際に、公的年金等の所得については重複して計上することとなるところ、保護者の負担額を軽減する観点から、所要の措置を講じる。

具体的には、公的年金等の支給を受ける者について、②合計所得金額から公的年金等の所得を控除することにより、重複計上されないようにする。（児福令第 25 条の 13 及び第 27 条の 13 改正関係）

小児慢性特定疾病医療支援に係る負担上限月額については、公的年金等の所得を重複計上しないようにするための措置を既に講じているが、より簡潔な規定にする観点から、肢体不自由児通所医療等に係る負担上限月額における所得の計算方法と同様の規定に改正する。なお、当該改正によって所得の計算結果に違いが発生するものではなく、負担上限月額に変更が生じることはないので御留意いただきたい。（児福令第 22 条改正関係）

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）の一部改正について

指定自立支援医療に係る負担上限月額については、当該指定自立支援医療を受ける障害者又は障害児の保護者が市町村民税世帯非課税者である場合、当該障害者又は障害児の保護者に係る①公的年金等の収入金額、②合計所得金額及び③厚生労働省令で定める給付を合計した金額が 80 万円以下であれば 2,500 円となり、80 万円を超えれば 5,000 円となる。

また、指定療養介護医療又は基準該当療養介護医療に係る負担上限月額については、当該指定療養介護医療又は基準該当療養介護医療を受ける障害者が市町村民税世帯非課税者である場合、当該障害者に係る①公的年金等の収入金額、②合計所得金額及び③厚生労働省令で定める給付を合計した金額が 80 万円以下であれば 15,000 円となり、80 万円を超えれば 24,600 円となる。

指定自立支援医療等に係る負担上限月額の計算方法について、児福令第 25 条の 13 及び第 27 条の 13 と同様の趣旨の改正を行う。（障害者総合支援法施行令第 35 条及び第 42 条の 4 改正関係）

3 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 358 号。以下「難病法施行令」という。）の一部改正について

指定特定医療に係る負担上限月額については、公的年金等の所得を重複計上しないようにするための措置を既に講じているが、より簡潔な規定にする観点から、肢体不自由児通所医療等に係る負担上限月額における所得の計算方法と同様の規定に改正する。なお、当該改正によって所得の計算結果に違いが発生するものではなく、負担上限月額に変更が生じることはないので御留意いただきたい。（難病法施行令第 1 条改正関係）

4 その他所要の改正を行う。

第3 施行期日等

1 施行期日

令和2年7月1日（以下「施行日」という。）

2 経過措置

改正政令による改正後の児福令第25条の13第1項第3号及び第27条の13第1項第3号並びに障害者総合支援法施行令第35条第4号及び第42条の4第1項第3号の規定は、施行日以後に行われる肢体不自由児通所医療等及び指定自立支援医療等について適用し、施行日前に行われた肢体不自由児通所医療等及び指定自立支援医療等については、なお従前の例によることとする。